

輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想策定支援業務

仕様書（案）

1. 業務名

輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想策定支援業務

2. 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

※ただし、受発注者の協議により、最長で令和8年3月31日（火）までの履行期間に変更する場合がある。

3. 業務内容

本業務は、別添「基礎資料」を踏まえ、「輪島塗の創造的復興に向けた官・民・産地共同プロジェクト」として検討している「輪島塗の若手人材の養成施設の創設」と「卒業生の雇用の促進」を具体化するための基本構想を策定するものである。

（1）「輪島塗の若手人材の養成施設の創設」に向けた業務について

「輪島塗の若手人材を養成するための施設」（以下、「施設」という。）として求められる機能を実現するための、具体的な施設の内容、規模、構造、設備等の諸条件の決定及び整備スケジュール等を検討し、具体的な内容を策定すること。

なお、基本構想策定後、基本設計・実施設計の策定を予定しているため、設計と条件を盛り込むこと。

①輪島塗を取り巻く現状の整理

輪島塗を取り巻く社会情勢と生産額や従事者数等の動向等について調査、分析、検討すること。

②施設整備に係る調査、分析、検討等

ア 設計条件や法令条件等の調査、分析、検討

（ア）面積等基本情報、周辺施設等の状況

（イ）都市計画法、建築基準法、関連する諸条件

イ 施設に求められる機能の調査、分析、検討

（ア）必要諸室、共有スペース等

（イ）施設規模（面積）、敷地利用

（ウ）施設内での生徒による作品展示や観光客向けの工芸品の製作体験等、特に産業観光の拠点として求められる機能

ウ 整備方針の総合的な整理、検討

(ア) 必要な機能や建設上の諸条件等を踏まえた施設の配置計画

(イ) ゾーニングと動線計画

エ 施設の維持管理方法（直営、指定管理等）及び費用の調査、分析、検討

オ 整備スケジュール等の検討

(ア) 設計、法的手続き、建築工事の整備スケジュールを検討すること。

(イ) 併せて発注方法（設計・設計施工、コンペ実施有無等）及び発注スケジュールを検討すること。

カ 概算事業費・維持管理費の算定

上記検討内容を踏まえた整備に要する概算事業費・維持管理費を算定すること。

キ 整備予定地

施設の整備予定地は、輪島漆芸美術館、輪島漆芸技術研修所、輪島漆器商工業協同組合の精漆工場が立地するゾーン内で、延床面積2,000㎡程度の施設が整備可能な土地を確保できるよう調整中であり、確保の目途が立った段階で、委託者から受託者へ情報提供を行うものとする。

ク その他

輪島漆器商工業協同組合が管理運営する輪島塗の「地の粉工場」及び「精漆工場」について、本施設と一体的に整備することも検討しており、本施設の基本構想策定に際しては、「地の粉工場」及び「精漆工場」を一体整備することを前提に調査、分析、検討すること。

③施設の運営主体に係る調査、分析、検討等

施設の運営主体について、一般的に、公共（自治体）、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、株式会社（第3セクター）等といった選択肢が考えられるが、本施設について、どのような組織形態が適切か、各形態の特性やメリット・デメリットを調査、分析、検討すること。

なお、本施設では生徒による作品の販売等、収益性のある事業を実施することも想定しており、その観点からもどのような組織形態が適切か調査、分析、検討すること。

④施設の運営方法に係る調査、分析、検討等

民間企業からの資金調達による基金造成等、本施設を安定的に運営するため方法について、全国事例踏まえ、調査、分析、検討すること。

⑤施設のカリキュラム、講師陣等に係る調査、分析、検討等

輪島塗の若手人材を養成するためにはどのようなカリキュラムや講師陣が適切か、輪島漆器商工業協同組合などの輪島塗事業者から意見を聴取の上、調査、検討、分析等すること。

なお、本施設では、技術面のみならず、現代の生活様式に合った新商品の開発や海外市

場の開拓ができる人材養成を想定しており、特にその観点からもどのようなカリキュラムや講師陣が適切か調査、検討、分析等すること。

⑥本施設の生徒等の寄宿舎確保に係る調査、分析、検討等

本施設の生徒等の寄宿舎を確保することを想定しており、本施設の整備候補地である輪島漆芸美術館、輪島漆芸技術研修所、輪島漆器商工業協同組合の精漆工場が立地するゾーン近辺で、例えば輪島塗の仮設工房や輪島市移住促進住宅など、輪島市等の関係機関と十分に連携のうえ、本施設の生徒等の寄宿舎確保に係る調査、分析、検討すること。

なお、寄宿舎には最大30名の生徒等が入居することを想定している。

⑦自立支援工房の整備に係る調査、分析、検討等

本施設の在校生や卒業生が輪島塗の作り手としての自立を支援するため、例えば、石川県立九谷焼技術者自立支援工房（支援工房九谷）や石川県立山中漆器産業技術センターのレンタル工房のような、自立支援工房の整備について調査、分析、検討すること。

なお、本工房については、例えば輪島塗の仮設工房など、輪島市等の関係機関と十分連携のうえ、既存施設の活用を念頭に、調査、分析、検討すること。

（2）「卒業生の雇用の促進」に向けた業務について

施設の卒業生が輪島塗の作り手として継続して活動できるよう、例えば施設の卒業生を雇用する輪島塗事業者への奨励金の交付等を想定しているところである。

基本構想策定委員会（以下、「委員会」という。）による議論を踏まえ、必要に応じて調査、分析、検討の上、策定する基本構想に盛り込むこと。

（3）各種会議等（委員会の開催は3回程度を想定）の資料作成、出席及び会議録の作成

（4）その他、基本構想の策定等に必要と考えられることの実施

4. 委託業務の実施条件

（1）委員会の開催時期を見据え、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施すること。業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、原則として対面で月1回程度の頻度で打合せを行い、受託者がその都度議事録を作成し、委託者へ提出すること。

なお、第1回委員会は、本年4月10日（木）に開催したところである。本年7月頃の開催を予定している第2回委員会において、基本構想の骨子案を提示することを念頭に、受託者は業務を進めること。

（2）受託者は、委託者から業務の進捗を把握するために資料等の提出を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

- (4) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、業務によって知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に委託者の承認を得るものとする。
- (8) 制作物に第三者の著作物等が含まれる場合は、受託者が使用に必要な費用の負担及び手続きを行うものとする。

5. 成果物の納品

- (1) 成果物
 - ①輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想（案）
 - ②輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想（案）【概要版】
- (2) 納品方法
 - ①・②ともに各15部（※）、電子データ（CD-R等）
 - ※日本工業規格A4判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする
- (3) 納品場所
 - 石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室

6. 補足

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。